

(7) 特別支援教育の充実

発達障害を含む障害のある子どもなど特別な配慮を必要とする子どもが、障害等による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するとともに、その持てる力を最大限に発揮して自立や社会参加ができるよう、一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援に努める。

実践事項

★は、特に力点を置いて取り組んでいただきたい実践事項

1 校内支援体制の充実

- ・特別支援教育コーディネーターが中心となり、全教職員による機能的な校内支援体制を整え、関係機関等と連携する。
- ★個別の指導計画等を用いながら指導・支援の方策を具体化したり、評価したりするなどして、全教職員による校内委員会の機能を強化させる。(通常の学級を含める)
- ・障害のある子供のみならず、特別な配慮を必要とする子供の特性を把握し、組織的に必要な支援を行う。
- ・特別の教育課程の編成に係る基本的な考え方を基に、特別支援学級に在籍したり通級による指導を受けたりしている児童生徒について、障害の種類や程度等を的確に把握し、実態に応じた教育課程を編成する。
- ・特別支援教育巡回相談員等の外部専門家から受けた助言等を教職員間で共有し、実践する。

2 個別の教育支援計画の作成と活用による関係機関と連携した支援の充実

- ・幼児期から学校卒業後までの長期的な視点に立ち、一貫して的確な支援を行うための個別の教育支援計画を作成し活用する。
 - ①保護者の意見を十分に踏まえ、本人及び保護者と合理的配慮の具体的内容について合意形成を図る。
 - ②支援の方向性が分かる長期目標を設定する。
 - ③医療や福祉、保健、労働等の関係機関相互の専門性と支援内容を確認し、役割を明確にする。
 - ④定期的に支援の目標に基づいた評価を行い、成果と課題を明確にし、支援の目標、内容、方法、合理的配慮等の一貫した支援を実践する。
 - ⑤就学や進学、転入学等に際して、学校相互間や関係機関との引継ぎ等で活用する。

3 個別の指導計画の作成と活用による指導の充実

- ・幼児児童生徒一人一人の障害の状態や特性及び発達の段階等の的確な把握に基づき、指導目標、指導内容、指導方法を明確にした個別の指導計画を作成し活用する。
 - ①目標を達成できたかどうかを客観的に評価できる表現で短期目標を設定する。
 - ②各教科等において、障害の状態や学習の進捗等を考慮し、個に応じた指導及び児童生徒の変容を記録に残す。
 - ③自立活動において、幼児児童生徒の実態把握に基づき、個別の指導計画作成の配慮事項を踏まえて指導内容を設定し、指導及び児童生徒の変容を記録に残す。
 - ④定期的に短期目標に対する到達度及び教師の指導・支援の手立てを評価し、教職員間で共有するとともに指導の改善に生かす。
 - ⑤就学や進学、転入学等に際して、学校相互間の引継ぎ等で活用する。

4 交流及び共同学習による相互理解の促進

- ・居住地校交流を行う交流及び共同学習は、双方の学校が十分に連絡を取り合い、各学校や障害のある幼児児童生徒一人一人の実態に応じた配慮を行うなどして組織的、計画的、継続的に実施する。
- ・通常の学級と特別支援学級の交流及び共同学習は、双方の幼児児童生徒の教育的ニーズを把握し、双方にとって効果的な活動になるよう、校内の協力及び支援体制を構築し、組織的、計画的、継続的に実施する。